前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について（議案第１５５号）

職員課

１　改正の理由

国の特別職の職員等に準じ、本市特別職の職員及び議会の議員の期末手当を改める。

２　内容

(1) 令和８年１２月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

現　　行	改　正　案	改　定　幅
１．７５月	１．８月	０．０５月

(2) 令和９年度以降の６月期及び１２月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区　分	(1)による改正後 （６月期は現行）	改　正　案	改　定　幅
６月期	１．７５月	１．７７５月	０．０２５月
１２月期	１．８月	１．７７５月	△０．０２５月

３　施行期日等

２の(1)　公布の日（令和８年１２月１日から適用する。）

２の(2)　令和９年４月１日